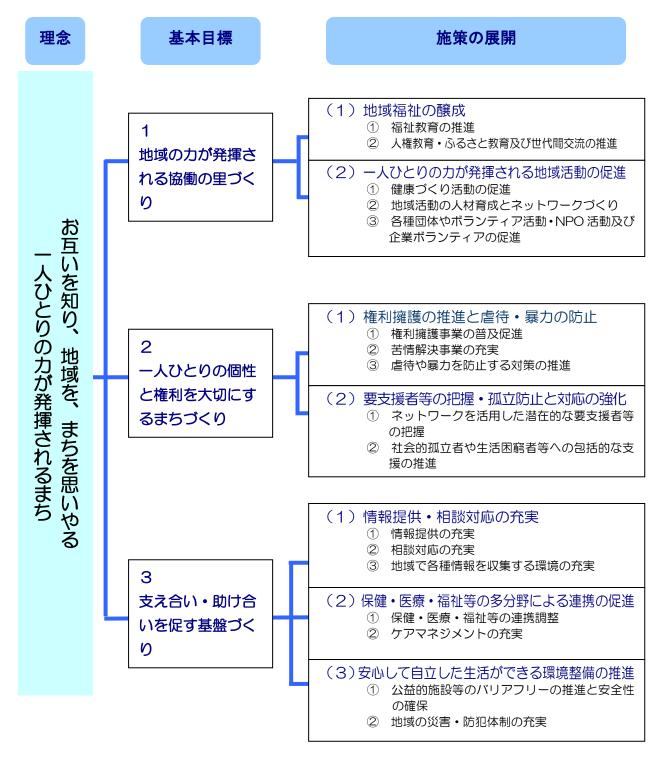
# Ⅱ. 各論

# 1 地域福祉計画

平成28年3月 改定

#### <施策の体系>



## <数値目標一覧>

## 基本目標1 地域の力が発揮される協働の里づくり

施策の展開		数値目標	
	「あいサポート運動」	开修修了者人数	
(1)地域福祉の醸成	平成 27 年度	————————————————————————————————————	度
	777人	1,100 人	
(2)一人ひとりの力が発	地域活動に取り組んでい	いる人の割合	
(2) 一人びこりのカが光   揮される地域活動の促進	平成 27 年度		·····································
押○11	36.7%	→ 45.0%	

## 基本目標2 一人ひとりの個性と権利を大切にするまちづくり

施策の展開		数値目標	
(1)佐利藤港の世界と	町社協の権利擁護事業を	知っている	る人の割合
(1)権利擁護の推進と	平成 27 年度		平成 32 年度
虐待・暴力の防止	26.3%	$\Rightarrow$	35.0%
(2)要支援者等の把握・			
孤立防止と対応の強化		_	

## 基本目標3 支え合い・助け合いを促す基盤づくり

施策の展開	数值	<b>I</b> 目標
   (1)情報提供•相談対	町のサービスに関する情報を	そ得られている人の割合
「「「「同報提供・他談別」   応の充実	平成 27 年度	平成 32 年度
	69.9%	→ 75.0%
(0) 炽烧,厉康,短沙笠	保健・医療・福祉等の多分野	が集う会議の開催数
(2)保健・医療・福祉等	平成 27 年度	平成 32 年度
の多分野による連携の促進	20	<del>7</del> 50
(3)安心して自立した生	過去 1 年間に防災訓練に参加	ロしたことがある人の割合
活ができる環境整備の推進	平成 27 年度	平成 32 年度
100. (この現児発用の推進	38.0%	→ 45.0%

## 1-1 地域の力が発揮される協働の里づくり

## (1)地域福祉の醸成

#### ◆現状と課題◆

- ○地域で安心して充実した生活を送るには、住民一人ひとりが福祉や健康づくりに関心を持ち、住民参加による健康・福祉のまちづくりをすることが重要です。
- ○認知症や障がいについての偏見や差別、人権の侵害や学校でのいじめは、差別やいじめを受ける当事者の権利である社会参加や地域生活を制限するだけでなく、差別・いじめをする側の生き方を問われることでもあることから、地域課題として捉え、早急に解決していく環境づくりが求められています。
- 〇アンケート調査では、「地域における福祉課題の解決にあたり、住民が行政とともに取り組むべき、住民が自主的に取り組むべき」との割合が高くなっています。これまで、保育所(園)での高齢者との共同活動や、小・中学校における福祉体験教室、町社会福祉協議会のサマーボランティアスクール、「あいサポート運動\*」などが実施されており、今後も身近で福祉に関われる機会を広げ、支援が必要なことや手助けできることが何であるのかを知る機会をもつことが大切です。
- ○ふるさと教育や世代間交流を通じて、地域の文化や福祉課題を知る機会を広げることで、地域活動や行事・イベント等への参加や、福祉課題解決の担い手づくりにつなげていくことが大切です。
  - ※ あいサポート運動 様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、そしてそれぞれに必要 な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく『あいサポーター』 の活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会(共生社会)を住民みんなで つくっていく運動

#### ― アンケート調査結果からみられた現状・課題 ―

●地域における様々な福祉課題を解決するうえで、行政とあなたを含む地域住民との関係について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。

「行政の手の届かない福祉課題については、住民が共に取り組むべきである」が41.8%で最も高くなっています。次いで「住民が地域の福祉課題に自主的に取り組み、それに対して行政は支援すべきである」が29.6%、「わからない」が15.6%で続いています。

# ●地域における人との付きあいや地域との関わりについて、あなたの考えに最も近いものはどれですか。

「隣人との助け合いや付きあいを大切にしたい」が 42.1%で最も高くなっています。 次いで「住民が相互に協力して地域をよくする活動に参加するのがよい」が 27.2%で続いています。

#### 関係団体\*へのヒアリング結果からみられた課題

● イベント等への参加者が少ない、人が集まらないとの意見もある。

活動主体の人材確保に加えて、読み聞かせなどのイベントにおいて参加者が集まりに くいとの声が挙げられている。また、移動手段をもたない高齢者にとって、行事への参 加自体が難しくなっている。

※ 関係団体 町内で地域福祉や高齢者福祉、障がい者福祉に携わっている機関・団体・事業所。 地区社協、民生児童委員協議会、ボランティア団体、社会福祉法人、障がい者当事者団体等。

#### ◆数値目標◆

## 「あいサポート運動」研修修了者人数

平成 27 年度 777 人

 $\Rightarrow$ 

平成 32 年度 1,100 人

#### ◆今後の方向◆

#### ①福祉教育の推進

項目	内容
地域福祉推進月間の	・住民が地域の実情を知り、福祉ニーズを解決するため、
充実	月間中に地域福祉の推進に積極的に参加をする機会を
	確保し、関係機関や地域・団体等と共に活動を推進し
	ます。すでに連携している団体だけでなく、新たな連
	携・協働を視野に入れて活動を進めます。
各福祉週間の充実	・住民の福祉意識の醸成を図るため、障がい者週間、老
	人週間などの福祉週間中に、関係機関や地域、団体等
	で理解を深める活動を進めます。
連携のとれた福祉教育	・町社会福祉協議会による各小・中学校との情報・意見
の推進	交換や福祉教育連絡会議の開催等により、各関係機関
	で連携のとれた福祉教育の推進を支援します。
	※(P39 イメージ図参照)

## Ⅱ. 各論

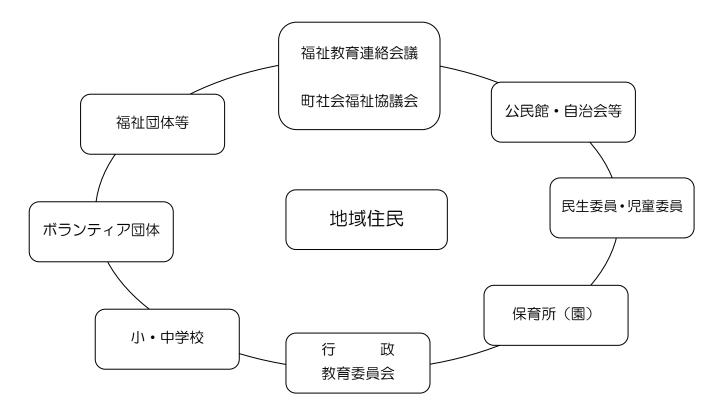
項目	内容
町社会福祉協議会が	・児童・生徒を対象にしたサマーボランティアスクール
行う福祉教育の支援	や福祉講座(手話・点字・擬似体験)を支援します。
	・高齢者・障がい者等各種ボランティア養成講座の開催
	を支援します。
	・事業所や自治会等に働きかけ、「あいサポート運動」の
	推進を図ります。
保育所、学校等が行う	・老人施設や特別支援学校等との交流を通して高齢者や
福祉教育の支援	障がい者の理解の促進が図れるよう、各中学校区ごと
	に作成したふるさと教育全体計画に基づき、関係機関
	と情報交換等行いながら支援します。
	・地域の高齢者との交流を通して文化の伝承や地域の理
	解の促進を支援します。
	・福祉体験教室(擬似体験、手話等)を支援します。
生涯学習課・公民館が行	・高齢者教室や世代間交流の学習を通して、高齢者の知
う福祉教育の支援	恵や技の伝承の場づくりを支援します。
自治会、地区社協などの	・自治会や地区社協等が「あいサポート運動」をはじめ
地域が行う福祉教育の	福祉活動・教育を推進できるよう支援します。
支援	

## ②人権教育・ふるさと教育及び世代間交流の推進

項目	内容
連携のとれた人権教育	・ひとを尊重する心を育むために、各関係機関が連携の
の推進	とれた人権教育が推進できるよう努めます。
	・人権・同和問題に対する理解を深める学習の推進、人
	権週間における人権意識の高揚を学校・家庭・地域・
	職域等と連携して推進します。人権・同和教育地域啓
	発プログラムの作成を今後も進め、地域での学習を深
	めます。
ふるさと教育の推進	・各学校でふるさと教育、ボランティア学習を通して心
	の育成と一人ひとりを大切にした学習活動の実践をふ
	るさと教育全体計画に基づき推進します。
	• 各地区公民館が主体となって展開している、地域主体
	で子どもたちに体験活動を提供する「地域学校」を今
	後も推進し、子どもたちに地域のすばらしさを伝えて
	いきます。
世代間交流による伝統	・国指定文化財等を活用し、世代間交流を通じて伝統文
文化の継承	化の継承を推進します。

項目	内容
ふれあいサロンの推進	・町社会福祉協議会及び地区社協が中心となり小地域で
	の世代間交流が促進できるよう支援します。

#### ※ 福祉教育連絡会議イメージ図



### (2) 一人ひとりの力が発揮される地域活動の促進

#### ◆現状と課題◆

- 〇本町は高齢者のみの世帯及びひとり暮らし高齢者世帯が増加しているとともに、共働き世帯、ひとり親世帯の割合の増加及び核家族化により、家庭における介護力や育児力の低下が懸念されます。
- 〇地域での生活には、高齢者の見守りや地域の子育て支援といった相互扶助の機能が必要ですが、限界集落\*1は72集落に及んでおり、危機的集落\*2も18集落を数えることから、自治会や地区社協などにより地域の支え合い機能を強化する体制の整備を推進しています。
- 〇平均寿命が伸び、介護を必要としない「健康寿命」を延伸するため、自助努力に加え て個人と地域でできる健康づくりや支え合いの推進を図ることが重要です。
- ○アンケート調査では、地域活動に現在「取り組んでいる」人が 36.7%で「取り組んでいない」の 37.5%と拮抗しています。ボランティア活動においては「取り組んでいる」が 16.1%にとどまっており、青壮年層におけるボランティア活動への参加・理解が進んでいない状況が続いています。こうした状況のなか、高齢者福祉や障害者福祉、子育て・児童福祉各分野においても、地域人材の活用、そして地域づくりを主体的に実践できる人材の育成が求められています。
- 〇地域福祉の推進や健康づくりを住民一人ひとりが自らの課題と捉え、積極的な関わりを持つとともに、自治会・地区社協等の地域組織やボランティア、NPO法人\*3による住民参加の活動を推進するために、町社会福祉協議会等の関係機関との連携を今後も強化することが必要です。
- ○シルバー人材センターにおいては、除草等の作業に需要が高まっており、対応するための人員確保や体制づくりが求められるほか、シルバー人材センター以外においても 住民ニーズに対応できる多様な仕組みを構築することが求められます。
- ※1 限界集落 高齢化率が50%以上の集落。(平成27年4月30日現在 資料:定住促進課)
- ※2 危機的集落 高齢化率が70%以上の集落。(平成27年4月30日現在 資料:定住促進課)
- ※3 NPO法人 特定非営利活動法人。県知事が認可する社会的な公益活動を行う非営利組織。

#### 一 アンケート調査結果からみられた現状・課題 ー

●あなたの身近な地域には、地域住民が取り組むべき課題や問題としてどのようなことがあると思いますか。

「災害などの非常時の救助や救援」が44.5%で最も高くなっています。次いで「独居や高齢者のみの世帯の身の回りの世話」が34.8%、「高齢者の社会参加や生きがいづくり」が33.1%、「防犯など地域の安全を守ること」が30.4%で続いています。

●あなたは、地域活動に取り組んでいますか。

「取り組んでいない」が 37.5%で最も高く、次いで「取り組んでいる」が 36.7%、「一応取り組んでいるが熱心ではない」が 21.0%となっています。

●あなたは、ボランティア活動に取り組んでいますか。

「取り組んでいない」が 70.5%を占めています。次いで「取り組んでいる」が 16.1%、「一応取り組んでいるが熱心ではない」が 7.8%となっています。

#### 関係団体へのヒアリング結果からみられた課題

- 高齢化等による活動へのニーズの高まりに対応することが課題
- 高齢者の増加やニーズの多様化により、活動への期待や求められる役割も大きくなっており、今後対応できる体制を確保することが課題である。
- 活動メンバーが多忙である、新規の人材確保が難しいなど、人材面での課題が多い 活動メンバー、スタッフが忙しく、活動になかなか時間がとれないことや、仕事の分 担が偏ってしまう等の意見が挙げられている。また、新たな会員、活動メンバーの加入 が少ない、難しいとの意見も多く、ニーズの高まりに対応していく人材の確保が課題と なっている。
- ボランティア養成に向けた取り組みが必要との意見もある。

社会の役に立ちたいと考える人が地域活動に参加してもらえるよう、ボランティア養成講座の実施や啓発等が必要との意見も挙げられている。

● 住民ができること、してもらうことを整理することが大切

様々な地域ニーズが存在するなかで、行政がすべきこと、自分たちでできること、近 所で協力できることは何かといったことを、整理することが重要である。

● 自分たちのまわりに関心をもち、声かけなどまずできることからはじめる、参加する。 自分たちのまわり、地域に関心をもち、どのような状況にあるのかをよく知ること、 自分たちでできることを探し、「声かけ」などできることから始め、地域行事等に参加し てみることが大切である。

## ◆数値目標◆

# 地域活動に取り組んでいる人の割合

(アンケート調査)

平成 27 年度 36.7%

 $\Rightarrow$ 

平成 32 年度 45.0%

## ◆今後の方向◆

#### ①健康づくり活動の促進

項目	内容
ライフステージに	•生活習慣の基本は家庭にあるため、まずは家庭で取り組むこと
応じた基本的な生	ができるようなテーマを決め、保育所(園)・学校・医療機関・
活習慣改善に向け	公民館・町社会福祉協議会等の関係機関が連携して生活習慣の
た取り組み	改善を図ります。
	・子ども、大人、高齢者それぞれの年代に応じた生活習慣の改善
	に向けた取り組みを推進します。
地域が主体の健康	・自治会等で地域の住民が主体となって「いきいきサロン」など
づくりの推進	小地域の活動の開催を支援し、介護予防の推進を図ります。
	・健康増進事業の推進(スポーツ大会、スポーツ講習会)の開催
	により健康増進の普及を協働して実施します。
	• 邑南町食育推進計画に基づき食育の推進を図ります。
	・地域で介護予防が推進できる環境づくりを推進します。
	・公民館・自治会を拠点とし、身近な場所で健康づくり活動を推
	進します。
	・体制の充実に努め、定期的に事業評価や内容の見直しを行いま
	형。

#### ②地域活動の人材育成とネットワークづくり

項目	内容
集落・自治会の地	・自治会・集落等身近なネットワークの構築等により、住民自ら
区活動の促進	が課題を発見し、解決できる地域づくりを推進します。
	・課題解決を地域主体で先行的に行っている地区を参考に、応用
	できる取り組みを他の地区にも広げていけるよう支援します。
公民館の活用と地	•各地区公民館が中心となり地域のネットワークづくりを進めま
域活動の促進	<b>す</b> 。
	• 地域課題の学習やネットワークづくりを通じて、具体的な地域
	活動につなげていきます。

項目	内容
地域リーダーの育	・各機関、団体、組織(自治会・地区社協・公民館等)等が中心
成の推進	となり地域福祉・地域づくり活動を推進する地域リーダー(フ
	ァシリテーター)の育成が図れるよう努めます。
	• 次代を担う若い世代の地域活動への参加を促進し、リーダーの
	育成を図ります。
	•福祉課、保健課、町社会福祉協議会等で行う人材養成について
	は、役割分担の明確化、または統合等を視野に入れ調整を図り
	ます。
福祉課題や生活の	・住民主体による福祉サービスの構築や担い手づくり、生活の困
困りごとに対応す	りごとを身近な地域で解決するための仕組みづくりに向けて、
るための仕組みづ	自治会や公民館、関係機関等と連携を図りながら検討を進めて
くりに向けた検討	いきます。

## ③各種団体やボランティア活動・NPO 活動及び企業ボランティアの促進

項目	内容
各団体の活動支援	・老人クラブ、障がい者団体等の自主的な活動が継続できるよう 支援に努めます。
ボランティア活動 への参加の促進	<ul> <li>・ボランティアへの参加が少ない青壮年層を中心にボランティア活動についての情報提供や参加機会の提供、参加の呼びかけを行います。</li> <li>・町社会福祉協議会が設置しているボランティア活動団体連絡協議会により、各ボランティア団体が連携し、加入者の確保を図ります。</li> </ul>
一般企業等のボラ ンティア活動の促 進	・地域の見守りや高齢者・障がい者の生活を支えるため、郵便局 や農協、商店で行われている見守りや声かけの継続とともに、 新たに一般企業で取り組みができるよう啓発を進めます。
ボランティア団体 の横の連携	<ul> <li>・町社会福祉協議会のボランティアセンターで、ボランティアに関する相談、総合調整・情報提供をしながら、ボランティア活動の推進を図ります。</li> <li>・ボランティア活動団体連絡協議会を通して横のつながりを促進し、既存のボランティア団体の活動が活性化するよう支援に努めます。</li> </ul>
NPO法人の育成 支援	・NPO 法人の立ち上げの支援及び活動の促進を図ります。 ・現在活動している NPO が運営を継続できるよう支援を図ります。

## 1-2 一人ひとりの個性と権利を大切にするまちづくり

## (1)権利擁護の推進と虐待・暴力の防止

#### ◆現状と課題◆

- 〇高齢者福祉や障害者福祉、子育て・児童福祉等の各分野において、利用者がサービスを選択・決定する仕組みが整えられていますが、認知症高齢者の増加により必要な介護サービスの選択や利用契約に支障が生じたり、知的障がい等により必要なサービスを選択するための情報を得ること等が難しいという状況がみられ、必要な人に必要なサービスが行き届くよう今後も努めることが必要です。
- ○利用者とサービス提供事業者の対等な関係を確保するための仕組みづくりと、問題 が発生したときの解決や改善を迅速に対応できる体制の整備が求められています。 また、サービスの提供状況を第三者が点検・評価できる体制を整えることも大切で す。
- 〇近年、本町においても認知症高齢者に対する虐待や児童虐待などが発見されており、 そのような事例においては、それぞれの家庭において家族関係、失業や経済的な問題、介護負担が要因となる重層的な問題を抱えていることが多く、児童や高齢者、 障がい者の権利擁護と自立支援の観点からも、相談や発見を早期に行い問題の解決 を図るための体制の整備、家族に対する支援の充実が求められています。
- 〇高齢者、児童及び女性に対する暴力・虐待については、それぞれ虐待防止法\*1.2 や DV防止法\*3が施行され、また、障がい者についても虐待防止法\*4が施行されたと ころであり、町もそれぞれのマニュアルによる適切な対応が求められています。
- 〇地域の潜在的な暴力や虐待の発見には、民生委員・児童委員の役割が重要であり、 民生委員・児童委員を中心にした地域のネットワークの構築が必要です。

※1 高齢者虐待防止法 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

※2 児童虐待防止法 「児童虐待の防止等に関する法律」

※3 DV防止法 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

※4 障害者虐待防止法 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

#### 一 アンケート調査結果からみられた現状・課題 ー

●社協は現在様々な活動を行っていますが、あなたの知っている社協の活動、または聞いたことがある活動は何ですか。

「高齢者などの財産管理や身上監護を中心とする権利擁護事業」については、知っている割合が26.3%となっています。

#### ◆数値目標◆

# 町社協の権利擁護事業を知っている人の割合

(アンケート調査)

平成 27 年度 26.3%

 $\Rightarrow$ 

平成 32 年度 35.0%

## ◆今後の方向◆

## ①権利擁護事業の普及促進

項目	内容
日常生活自立支援	・判断能力が不十分となった人に対して、町社会福祉協議会が配
事業*1の普及・促	置する生活支援員が意思表示の援助や代弁、日常的な金銭管理
進	等の援助を行うとともに情報提供に努め利用の促進を図りま
	ਰ <sub>。</sub>
	・継続的な事業の運営に向けて、人員体制の整備を図ります。
成年後見制度※2	・判断能力が不十分な人たちの財産管理や身上監護について、成
の普及・促進	年後見人等が支援します。
	・成年後見制度の普及、利用の促進を図ります。
	• 親族や専門職等が後見人となることができない場合は、町社会
	福祉協議会が後見受任します。
民生委員•児童委	• 民生委員 • 児童委員が地域住民の生活実態を把握し要援護者の
員による情報提供	自立と支援のために身近な相談役として各種情報の提供に努
	めます。

#### ②苦情解決事業の充実

項目	内容
サービス事業者が	・介護・福祉サービス提供事業者が、利用者等の苦情に対して相
行う苦情解決	談窓口を設置し、苦情や不満の解決を図るよう支援します。
	•問題等が生じた場合には地域包括支援センター運営協議会で情
	報を共有するなど、第三者評価による情報の公開を進めます。
介護相談員派遣事	・介護保険サービスの利用者とその家族に対して、サービスを利
業の実施	用する上で生じた疑問や不満などの苦情に至るまでの相談に
	応じ、サービスの質の向上を図ります。

#### ③虐待や暴力を防止する対策の推進

項目	内容
高齢者、障がい者、	・高齢者虐待の対応には、介護者・家族の支援も必要であるため、
児童、女性に対す	「邑南町高齢者虐待対応マニュアル」により、高齢者虐待対応
る虐待・暴力の防	ネットワーク会議で解決方策を検討し対応にあたります。
止	・障害者虐待防止のため、町地域自立支援協議会相談支援部会の
	保健師や相談支援専門員との連携に努めるとともに、発見や通
	報には「障害者虐待防止マニュアル」に基づき迅速かつ適切に
	対応します。
	・児童虐待を発見し、早期解決を図るため、発見や通報には「児
	童家庭相談援助指針」に基づき「邑南町要保護児童対策地域協
	議会」と連携して迅速に対応します。
	・男女共同参画計画を平成 28 年度に見直し、DVの予防に向け
	た意識啓発・広報を強化します。
	・女性相談センターと連携し相談体制の整備に努めます。
	・必要に応じて警察の立入調査の援助を要請します。

※1 日常生活自立支援事業 認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等のうち、判断能力が不十分 な者が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、 福祉サービスの利用援助等を行う制度です。

援助内容として以下のものがあります。

- ①福祉サービスの利用援助
- ②苦情解決制度の利用援助
- ③福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ④日常的金銭管理
- ※2 成年後見制度

成年後見制度とは認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が十分でない人を保護するための制度です。

#### 成年後見制度には次のようなタイプがあります。

区分	本人の判断能力	援助	力者
後見	全くない	成年後見人	
保佐	特に不十分	保佐人	監督人を選任することが あります。
補助	不十分	補助人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後 見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後 見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

※ 申立ては、原則として、本人が住んでいるところの家庭裁判所に行います。 申立てができるのは、本人、本人の家族などです。

## (2) 要支援者等の把握・孤立防止と対応の強化

#### ◆現状と課題◆

- 〇少子高齢化、核家族化、生活スタイルの変化により価値観が多様化する中で、すべての住民がその人らしい生活を送る権利が保障され、必要な援助を受けることができる環境を充実させることは地域福祉を考える上で重要なことです。
- ○家族や地域から孤立することで、だれからも看取られることなく亡くなる「孤独死」 や、家族介護者の負担増による高齢者の殺害等が全国的に問題視されており、支援 の必要な人を早期に把握し、適切なサービス利用につなげることが重要となってい ます。また、ひきこもりや「若年無業者」なども全国的に増加傾向にあり、地域や 企業、行政等の連携が必要です。
- 〇平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援法が施行され、心身の障害や失業、家族の介護等の問題を複合的に抱えている人に対し、関係機関が連携を図りながら一人ひとりの状況に応じた就労支援や生活支援など総合的な支援を進めていくことが求められています。
- ○アンケート調査では、生活困窮者を支援する制度について、必要な制度だと思うと 回答する割合が高く、今後も相談窓口の周知や相談のしやすい環境づくり、相談体 制の充実に向けた人員の確保が必要です。

#### 一 アンケート調査結果からみられた現状・課題 -

#### ●あなたは生活困窮の問題や支援制度について、どう思われますか。

「自分の身近に問題に直面している人はいないが、必要な制度だと思う」が 64.7%で 突出しています。次いで「自分や自分の身近な人が問題に直面しており、必要な制度だ と思う」が 13.3%となっています。

## ◆今後の方向◆

#### ①ネットワークを活用した潜在的な要支援者等の把握

項目	内容
各種機関・人的ネ	・社会的孤立など、福祉サービスの利用に結びつきにくい事例等
ットワークによる	には、関係機関、民生委員を中心とした地域のネットワークを
要支援者の把握	活用し情報とニーズの把握に努めます。
	•生活困窮者等の生活支援の必要な人を把握するため、庁内各課
	や関係機関等と連携し、保険料の滞納等生活困窮が疑われるよ
	うな情報の把握・共有を図ります。
新たな地域ネット	・郵便局や移動販売等の民間事業者と連携した見回りなど、要支
ワークの構築に向	援者の状況を定期的に把握する多様なネットワークの構築を、
けた検討	今後も検討していきます。

#### ②社会的孤立者や生活困窮者等への包括的な支援の推進

項目	内容
経済的自立のため	• 資産・能力のある人については、その資産の活用と自立した生
の支援策の推進	活を営むための就労に向けた支援を行います。
	•経済的支援を必要とする人には、自立した生活の維持ができる
	よう「生活福祉資金」*の活用を紹介します。
	•低所得であるために介護サービス等の利用が困難な世帯につい
	ては、制度上で可能な減免措置を講じ必要なサービスの利用を
	促進します。
高齢者の閉じこも	・高齢者の閉じこもり・うつ傾向によるひきこもりには、地域に
りやひきこもり等	おける見守りネットワークを構築し、本人や家族を支援しま
の対策の充実	<b>す</b> 。
	・民生委員や保健師による訪問を実施し、適切な情報の把握と必
	要なサービスの提供に努めます。
	・医療等が必要な場合には、保健師により受診勧奨をすることに
	より状態の改善を勧めます。
生活困窮者への総	・生活困窮者自立支援制度により、生活全般に渡り困りごとや不
合的な支援の推進	安を抱えている人に対し、支援プランの作成や住居の確保、就
	労支援、子どもの学習支援等を行うほか、個別の状況に応じて、
	ハローワーク等の関係機関を通じた支援に結びつけます。

※ 生活福祉資金 低所得者、障がい者または高齢者に対し経済的自立を図り、安定した生活を確保する ため、更正・福祉・住宅・就学等の資金の貸し付けと、民生委員による必要な援助を 行います。貸し付けの申込みは町社会福祉協議会です。その他、母子・寡婦福祉資金 があり手続きは福祉事務所が行います。

## 1-3 支え合い・助け合いを促す基盤づくり

## (1)情報提供・相談対応の充実

#### ◆現状と課題◆

- 〇高齢者の退院時の在宅療養や介護サービスへの移行時の相談、消費者問題では、どこに相談すればいいのかわからず、不安が増長し解決に時間がかかることが指摘されており、公的な相談窓口をわかりやすくすることが求められています。
- 〇アンケート調査では、福祉に関する知識や情報の入手先として、「町の広報紙」が 64.9%となっており、多くの人が利用していることがわかります。
- ○本町においては、各地区公民館を中心に福祉サービスや防災、救急救命など時代に即したテーマで学習が行われています。今後も、地域において住民自らが、自治会や地区社協等の地域組織、ボランティア団体等で自主的にまた地域ぐるみで医療・介護や福祉等についての学習を進めることにより理解を深めることが必要です。
- ○困りごとがあった際の相談先としては、アンケート調査によると家族や親戚、友人等に相談する傾向にあり、福祉制度やサービス利用における相談先として町や地域包括支援センターの認知度を今後も広げ、いつでも相談のできる関係づくりを進めていく必要があります。
- 〇近年の相談内容は複合的で専門的な知識を求められ、解決困難なケースも増加傾向 となっており、専門的な機関と連携した対応が求められています。

#### 一 アンケート調査結果からみられた現状・課題 ー

●あなたは、あなた自身や家族などが生活するうえで困ったとき、誰に相談、あるいはどこに相談しようと思いますか。

「家族」が71.1%で突出しています。「親戚」が34.5%、「友人」が31.3%、「町役場の窓口」が28.7%で続いています。

●あなたは、福祉に関する知識や情報をどのように入手していますか。

「町の広報紙」が64.9%で最も高くなっています。次いで「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が51.3%、「友人・知人」が21.5%、「家族・親戚」が20.1%で続いています。

●福祉サービスの利用者が、自分が必要とする最適なサービスを安心して利用するために、どのようなことが必要だと思いますか。

「サービスに関する情報提供の充実」が 63.5%が最も高く、「サービスに関する身近 な相談の場の充実」が 48.0%、「行政や福祉サービス事業者の情報公開」が 35.1%で 続いています。

### 一 関係団体へのヒアリング結果からみられた課題 一

#### ● 地域のニーズの集約と共有が必要

地域での様々なニーズを集約し、関係機関・団体で情報を共有するなかで、それぞれ がニーズ・課題への対応や連携を図っていくことが必要である。

#### ◆数値目標◆

## 町のサービスに関する情報を得られている人\*の割合

(アンケート調査)

平成 27 年度 69.9%

 $\Rightarrow$ 

平成 32 年度 75.0%

※「十分に得られている」「まあまあ得られている」の合計

#### ◆今後の方向◆

#### ①情報提供の充実

項目	内容
地域の民生委員・児	・民生委員・児童委員は、地域の実情を把握し、相談に応じて
童委員による情報	必要なサービスに関する情報提供や専門機関の紹介をしま
提供	<b>す</b> 。
	・福祉票を作成し、各種サービスの情報を必要とする人に対し
	て適切な相談にあたります。
子育て等に関する	・児童問題に関する情報提供は、関係各課、教育委員会及び学
情報提供	校・保育所(園)で行います。
	・育児についての相談は、地域子育て支援センターや保健師、
	子育てサロン等で行っており、町広報紙やホームページ等を
	通じて情報提供を行います。
ボランティアに関	• 町社会福祉協議会のボランティアセンターが各種ボランティ
する情報提供	ア団体等の情報を提供し、活動の紹介と住民の参加を促進で
	きるよう支援します。
職業や技能を活用	・高齢者が有する知恵や技術を地域において役立てるための情
するための情報提	報をシルバー人材センターが提供し、参加を促進します。
供	• 障がい者の社会復帰を促進するため、公共職業安定所や邑南
	町無料職業紹介所と連携して、職業に関する情報を紹介しま
	す。

## ②相談対応の充実

項目	内容
在宅療養・介護を支	・在宅療養や介護を支えるために、医療機関と連携しながら町
える相談窓口の充実	全体で医療・介護、福祉サービス等の相談に応じる窓口の充
	実に努めます。
	・庁内関係課や関係機関のネットワークを充実し、迅速な相談
	対応を図ります。
日常生活を支える相	・地域での相談に民生委員・児童委員が対応します。
談体制	• 町社会福祉協議会に総合相談センターを設置し、一般相談
	(毎日型・訪問型)、教育相談、女性相談、法律相談等を行い
	ます。
	・町民課では、人権擁護委員による人権相談日を各地域で設け
	るほか、消費者問題について相談窓口を周知し被害の防止を
	図ります。
高齢者に関する相談	・高齢者に関する相談に対し、相談内容によって素早く問題の
体制	解決ができるよう、地域包括支援センターを中心として各種
	専門機関のネットワークを活用し対応します。
障がいのある人の相	•身体障害者相談員及び知的障害者相談員が本人や家族の相談
談対応	に応じます。相談員の資質向上に対する支援の充実に努めま
	<b>ਰ</b> 。
	・障がい者の地域生活を支えるため、相談支援事業者が関係機
	関との連絡調整、権利擁護などの相談に応じます。
	・関係各課と連携しながら、いつでも相談できる体制づくり・
	関係づくりを図ります。
児童・生徒に関する	・地域における児童・生徒の問題等の相談には、児童委員と主
相談対応	任児童委員が対応し、学校においてはスクールカウンセラー
	を派遣し、養護教諭、担任等が相談に対応します。
	・通級指導教室では、学校生活及び学習、発達等の相談に応じ
	ます。
	・教育支援センターにおいて、不登校・不登校傾向の児童生徒
	やその保護者、教職員等の相談に対応します。
	・町社会福祉協議会では、教育相談を定期的に開催します。
	・関係機関が連携し、児童・生徒を多面的に支援できる体制づしている。
	くりを図ります。
母子・父子家庭等に	・福祉事務所に配置されている母子・父子自立支援員が母子・
関する相談対応	父子家庭等の生活一般の相談、就業に関する相談にあたりま     ま
	す。

## Ⅱ. 各論

## ③地域で各種情報を収集する環境の充実

項目	内容
地域における多面	・医療・介護・福祉・保健サービス、育児、虐待防止、成年後
的(制度横断的)な	見制度、消費者問題、防災、救急救命など時代に即したテー
情報収集のための	マで、町民に身近で多面的・横断的な学習を公民館で実施し
学習活動	ます。
	・集落、自治会、地区社協、老人クラブ等の学習活動に出前講
	座等を活用して支援します。
ケーブルテレビを	・ケーブルテレビを利用して、高齢者や障がい者などの社会的
活用した情報環境	支援を必要とする人が安心して健康な生活を送れるよう、情
の充実	報提供します。
	・情報システムを活用した見守りの体制づくりやわかりやすい
	情報提供を図ります。

### (2) 保健・医療・福祉等の多分野による連携の促進

#### ◆現状と課題◆

- ○後期高齢者や認知症患者の増加等を背景に、社会的な支援を必要とする人は増加傾向にあり、自宅をはじめだれもが住みなれた地域で暮らし続けられるまちづくりが求められています。また同時に、すぐれた専門性や質の高いサービスが要求されるようになっています。
- ○社会の成熟化に伴って、生活様式、家族構成、生活ニーズなどが多様化しており、 これらに対応し「利用者本位のサービス」を効果的・効率的に提供するためには、それぞれの生活課題を総合的、継続的に把握していく必要があります。
- ○保健・医療・福祉の3分野に加えて、雇用など様々な分野が相互に密接な関係を形成し、ネットワーク化を図ることにより、利用者に効果的・効率的なサービスの提供や支援ができる環境の整備が必要です。また、保健・医療・福祉分野を担う人材の確保も重要な課題となっています。
- ○各関係機関、地域の組織や団体との連携や協力体制を強化するため、相互の役割を 明確にすることも求められています。また、関係団体へのヒアリングでは、横のつ ながりを広げていくことが重要との意見が挙げられており、情報交換の場を設ける などより効果的な連携が可能となる環境づくりも有効です。

#### 関係団体へのヒアリング結果からみられた課題

● 多職種間の連携・協力をさらに進めていきたいと考える団体もある。

高齢者福祉関係の事業所・施設との情報交換や他団体とのつながりの構築、様々な職種間での連携を求める意見も挙げられている。

● 関係機関・団体の「横の連携」が重要

取り組んでいる活動を団体の中で終わらせるのではなく、他の機関や団体との横のつ ながりを広げていくことが重要との意見が多い。

#### ◆数値目標◆

## 保健・医療・福祉等の多分野が集う会議の開催数

平成 27 年度

 $\Rightarrow$ 

平成 32 年度

20

50

#### Ⅱ. 各論

## ◆今後の方向◆

#### ①保健・医療・福祉等の連携調整

項目	内容
福祉調整会議の充	・児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、医療機関、代表者、
実	それぞれの調整会議を開催し、情報提供や意見交換を行い、
	施策の推進、課題解決等を行います。
	・調整会議以外の会議体との調整を行い、体制の見直しを図り
	ます。
関係機関による連	・公立邑智病院の地域連携室や地域包括支援センター、町社会
携体制の推進	福祉協議会、庁内関係課で構成される「邑南まるごと支え合
	いチーム」を中心に、地域包括ケア*1の体制づくりに向けた
	実情把握と検討を進めます。
多職種による横の	・保健・医療・福祉分野における多職種での、また地域の関係
つながりづくりの	機関間での情報交換の場の設定等を行い、横のつながりづく
推進	りを促進します。

#### ②ケアマネジメントの充実

項目	内容
ケアマネジメント*2	・ケアマネジメントに関わる専門職の面接技術の向上、ケアマ
研修会の開催	ネジメント技法の向上を図るため、ケアマネジメント研修会
	を開催します。
事業者連絡会•地域	・地域包括支援センターは事業者連絡会や地域ケア会議におい
ケア会議等の開催	て、町の施策の情報提供、地域ニーズの把握を通して必要な
	サービスの開発・研究を行います。
	・保健・医療・福祉・介護の連携を深めます。
ケアマネジメント	・高齢者、障がい者、児童等の分野ごとのケアマネジメント機
の充実	関の連携を図ります。
	•ケアマネジメントに関係する専門職の育成と人材の確保を図
	ります。

- ※1 地域包括ケア 高齢者だけではなく、母子、障がい者等幅広い方々が住み慣れた地域で安心して生活 する取り組み。
- ※2 ケアマネジメント 福祉や医療などのサービスとそれを必要とする人のニーズをつなぐ仕事。

## (3) 安心して自立した生活ができる環境整備の推進

#### ◆現状と課題◆

- 〇県においては「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」が制定され、社会参加の促進が図られる環境が整いつつありますが、既存の施設には利用するのに不便なものもあります。公共施設の多くは今後更新の時期となるため、人口減少や多様な住民ニーズに対応した施設のあり方を検討していくことが求められます。
- ○特に、高齢者が多く、障がい者支援施設等も多い本町では、ユニバーサルデザイン\*1 に配慮し、社会参加を促進することが重要です。誰もが活動的にできるよう公共施設 や移動経路のバリアフリー化\*2 はもとより自宅のバリアフリーも推進していくことが 必要です。
- 〇また、災害時には高齢者・障がい者、子どもたちのような社会的弱者が被害を受け やすいことが考えられるため、平素から災害時要配慮者を把握することが求められ ています。
- 〇自主防災組織の組織率は平成27年10月現在で71.8%となっており、今後も全自 治会での組織化と、各自治会・集落等において、災害発生時の具体的な避難や要配 慮者への支援方法について、検討を進めることが必要です。
- ※1 ユニバーサルデザイン 年齢、性別、身体的能力などの違いに関わらず、すべての人にできるかぎ り利用可能な製品や建物、空間をデザインするという考え方。
- ※2 バリアフリー 障がい者や高齢者などにとっての障害を取り除き、ハンディキャップをのある人で も安心で快適な生活ができるようにしようという考え方。
  - 一 アンケート調査結果からみられた現状・課題 ー
- ●災害時に地域での助けあいがうまくいくよう、日頃から地域のなかでお互いの顔の見え る関係づくりに取り組むことが必要だと思いますか。

「必要だと思う」が40.8%、「とても必要だと思う」が40.5%で高くなっています。

#### ◆数値目標◆

# 過去 1 年間に防災訓練に参加したことがある人\*の割合

(アンケート調査)

平成 27 年度 38.0%

 $\Rightarrow$ 

平成 32 年度 45.0%

※「地域の防災訓練に参加した」「職場の防災訓練に参加した」「その他の防災訓練に参加した」 の合計

## ◆今後の方向◆

## ①公益的施設等のバリアフリーの推進と安全性の確保

項目	内容
バリアフリーのま	・ユニバーサルデザインに配慮し、公共の建物の新築・改築に
ちづくり	関するバリアフリー化に努めます。
	・民間の建物のバリアフリー化に対応するために、建築士等と
	協力して相談窓口の設置を検討します。
	・住まいづくりアドバイザーの周知・活用を図ります。
	・高齢者・障がい者に配慮した公営住宅を充実します。
	・住宅マスタープランを策定し、安全・安心の住生活の促進に
	努めます。

## ②地域の災害・防犯体制の充実

項目	内容
自治会等の地域組	・ハザードマップ*1及び地震防災マップ*2を活用するととも
織での災害・防犯対	に、自主防災組織の結成及び活動を強化し、行政と地域の連
策の推進	携を図りながら、地域で高齢者・障がい者等を災害から守る
	ための対応を推進します。
	・防火教室、救急救命講習会の開催を推進します。
	・消費者教育、防犯活動を推進します。
	• 子どもを守る地域活動を子供安全センターと連携して推進し
	ます。
町地域防災計画に	・町地域防災計画に基づき、行政、医療、介護・福祉施設等が
基づいた福祉関係	迅速に対応できるよう、各機関との連携の強化を図ります。
機関の連携・対応	
福祉施設等の災害	• 各福祉施設等で作成している防災マニュアルにより避難訓練
対応の充実	等が定期的に実施されるように徹底を図ります。
災害ボランティア	・町内の災害に対して救援活動を実施できるよう、町社会福祉
の養成	協議会において災害ボランティアの養成を図ります。

- ※1 ハザードマップ 土砂災害や洪水の被害を受けやすい箇所の予測図
- ※2 地震防災マップ 地震での揺れやすさ、被害の予測図